

令和 7 年 3 月 7 日

株式会社スターフライヤーに係る航空機局の無線設備等保守規程の認定
(令和 7 年 3 月 7 日 諮問第 9 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鈴木官)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課

(西森課長補佐、清水係長)

電話：03－5253－5902

株式会社スターフライヤーに係る 航空機局の無線設備等保守規程の認定

1 諮問の概要

平成29年の電波法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、平成30年8月1日から航空機局等の免許人が無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、総務大臣の認定を受けて無線局の無線設備等の点検その他の保守を実施するとともに、毎年、点検その他保守に係る実施状況を報告することにより、従来の無線局の定期検査制度を適用せず、無線設備等の基準適合性の確認間隔を拡大できる制度が運用されている。

今般、電波法（以下「法」という。）第70条の5の2第1項の規定に基づき株式会社スターフライヤーから航空機局の無線設備等保守規程の認定に係る申請があった。

審査の結果、同条第2項に掲げる事項に適合しているものと認められることから、申請された航空機局の無線設備等保守規程の認定を行うことについて法第99条の11第1項第4号の規定に基づき、諮問する。

2 申請の概要

申請者、無線局の種別及び無線局数については、以下のとおりである。

申請者	無線局の種別	無線局数
株式会社スターフライヤー	航空機局	11局

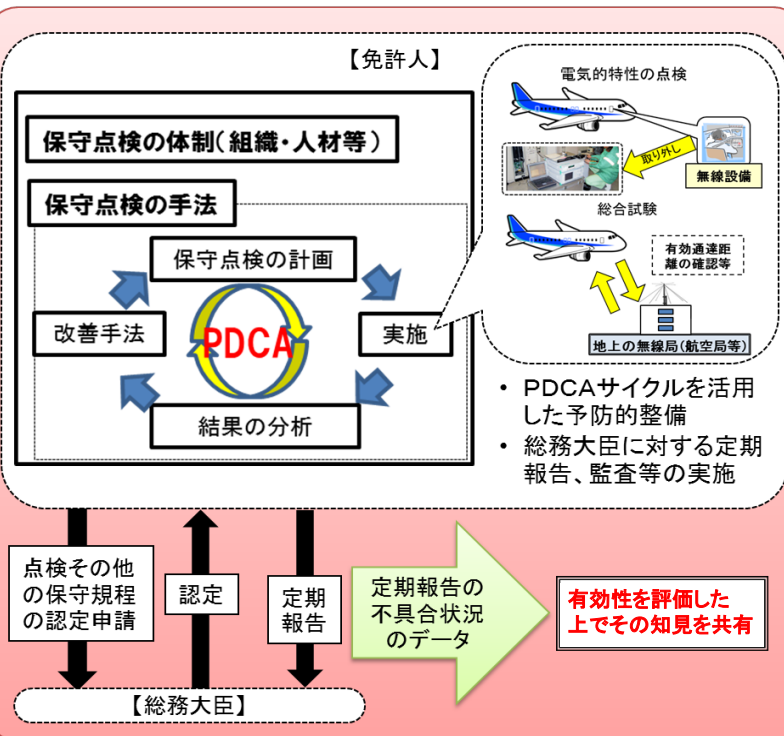
3 認定の期日

答申を受けた場合は、申請者に対し、速やかに認定予定。（令和7年4月1日認定予定）

無線設備等保守規程の認定制度の概要

- 無線設備等保守規程の認定制度は、免許人が恒常的な無線局の基準適合性の維持を図るため、PDCAサイクルを活用した点検その他の保守の実施方法を取り入れるとともに、毎年、実施状況の報告を行うことにより、無線局の基準適合性の確認間隔を拡大する制度である。
- 免許人は、無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、総務大臣から認定を受け、当該規程に基づき、無線設備等の点検その他の保守を実施する。この場合、従来の定期検査制度は適用しない。
- なお、無線設備等保守規程の認定は、航空機局及び航空機地球局（電気通信業務用を除く。）を対象とし、無線局毎に無線設備等保守規程を認定する。

■ 無線設備等保守規程の認定制度の概要



■ 無線設備等保守規程の主な記載項目【無線局免許手続規則第25条の26第1項】

- 無線設備等の点検その他の保守を行う施設・組織体制の概要
- 無線設備等の点検その他の保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- 無線設備等の点検その他の保守の実施方法・間隔
- 無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要
- 無線設備等の点検その他の保守に関する技術的情報の維持・管理の概要
- 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

■ 基準適合性の確認間隔（最長年数）【電波法施行規則第40条の2】

	定期検査	認定制度
○基準適合性の確認間隔の項目		
1 航空機局		
(1) 無線従事者の資格及び員数	1年	1年
(2) 法第六十条に規定する時計及び備付書類	1年	1年
(3) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合	1年	1年
(4) 電氣的特性の点検	1年	5年
(5) 総合試験		
① A T C (Air Traffic Control) トランスポンダ	1年	2年
② 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機（個体識別コードの確認に限る。）	1年	1年
③ その他	1年	5年
2 航空機地球局		
○定期的な報告の内容		
1 電氣的特性の点検及び総合試験の結果	○	○
2 航空機局等に関する点検その他の保守の実施による不具合状況		○
3 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における処置対策状況		○

スターフライヤーの無線設備等保守規程の概要①

■ 無線設備等の点検・保守の形態

業務内容等		株式会社スターフライヤー
業務・データ・品質管理／監査組織		自社体制
点検 保守 業務	点検業務※1	自社体制（一部外部委託※3）
	確認業務※2	自社体制
教育・訓練業務		自社体制（一部外部委託）
施設・設備		自社体制（一部外部委託）

※1 点検業務：無線設備等の点検業務 ※2:確認業務：無線設備等の点検結果の判定業務

※3 点検業務（無線従事者の資格及び員数、時計及び備付書類、無線局事項書等に記載された内容と実装との照合、電気的特性の点検、総合試験）のうち、「電気的特性の点検（測定のみを含む）、総合試験の一部」について外部委託を行う。

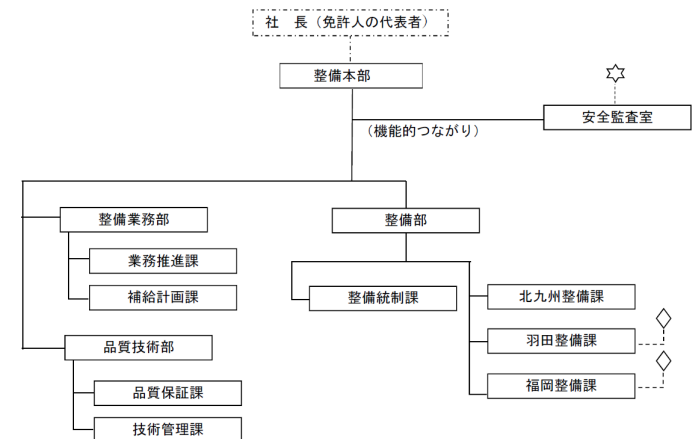
■ 無線設備等保守規程の概要

第1章 一般

- 総則として、無線設備等保守規程において記載される基本的事項、用語及び略語の定義について定めている。

第2章 施設・設備 第3章 組織および人員

- 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設（作業場・事務所・保管施設）及び設備の概要について定めている。
- 無線設備等の点検その他保守を行うために要する組織の概要（点検・確認業務に関わる職務分担等）及び点検その他保守業務に従事する資格者の任命について定めている。
- 法令に定める条件（資格、経験等）に適合した点検を行う者及び確認を行う者について定めている。
 - ① 無線設備等の点検を行う者：10名
 - ② 無線設備等の確認を行う者：6名



<無線設備等保守規程の抜粋>

- ☆ 会社組織上、安全推進部に属する。
- ◇ 会社組織上、空港客室本部の各空港支店又は各空港所に属する。

スターフライヤーの無線設備等保守規程の概要②

第4章 信頼性管理

- 次の一連のサイクルの継続により信頼性を維持することについて定めている。

- ・早期取卸し率の監視及び重要不具合の監視を行い、不良状況を抽出する。

＜無線設備等保守規程の抜粋＞
7. Component Reliability Monitoring Programにおける管理値の設定及び運用要領

- ・抽出した不良状況について技術的検討を行い、必要な場合には是正措置・再発防止対策を施す。

A. ComponentのURR Monitor

(1) 品質保証課長は、対象期間においてURRがUGLを上回っているComponent（無線設備）のデータを抽出する。

(2) URR及びUGLは以下の通りとする。

- ・以後のモニターによる対策効果の監視を行う。

- 不良状況を抽出するための無線設備ごとの管理値設定・変更方法について定めている。

$$URR = \frac{\text{当該月のComponentのUnscheduled Removal件数} \times 1000 \text{ Hrs}}{\text{当該月のComponent Flight Timeの総計}}$$

第5章 点検・保守の実施方法

- 電波法施行規則第40条の2の範囲内で認められる点検間隔を無線設備ごとに定めている。
- 登録検査等事業者の実施方法と同等の無線設備ごとの点検実施項目及び点検実施方法について定めている。

第6章 品質管理 第7章 技術管理

- 登録検査等事業者の実施方法と同等の測定器等の設備の精度維持のための管理の仕組みについて定めている。
- 点検その他保守業務を実施する際に使用・作成する記録・書類の管理について、書類又は電磁的記録により、保管期限と管理責任者を明確にして保管する要領を定めている。
- 無線設備等の点検その他保守業務を遂行する際に必要となる教育訓練の内容と管理方法として、以下の教育訓練課目を設定し、訓練の実施に必要な業務（訓練資料制改定、訓練計画、教官認定、訓練記録等）の方法を定めている。
 - ・無線点検者養成訓練
 - ・無線確認者養成訓練
- 技術資料の管理・運用等に関し、最新の無線設備等に係る技術的情報を資料の発行元等から入手し最新性を確認する取扱い要領を定めている。また、必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映することを定めている。

第8章 報告

- 点検その他保守の実施状況の毎年の総務省への報告について、電波法施行規則別表第4号の4（別紙5）に則った様式及び報告書に記載する情報の取得方法について定めている。

第9章 委託管理

- 無線設備の点検業務等の一部を委託する場合において、適切に実施されるよう委託先の選定基準及び委託業者の能力審査・監査方法について定めている。また、委託先一覧及び委託業務内容を明記している。

＜無線設備等保守規程の抜粋＞

7. 委託先の管理

A. 無線設備等の「点検」業務の委託先の選定基準

無線設備等の「点検」業務（無線局の総合試験、無線設備の電気的特性の点検）を委託する場合、

認定に係る審査及び審査結果

■ 認定に係る審査（電波法第70条の5の2第2項）

- ① 総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。
- ② その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

■ 主な審査ポイント（電波法関係審査基準）

項目	主な審査ポイント	審査結果
（１）施設・設備の概要	➤ 対象となる無線設備等の点検その他の保守（点検、修理、故障探求等）を行うために必要な設備の一覧及び当該設備が配置されている施設の概要が記載されていること。	適
（２）組織の概要	➤ 組織の概要及び員数並びにその組織の最高責任者の氏名、役職名及び責任範囲が記載されていること。 ➤ 無線設備等の点検を行う者、無線設備の点検及び点検結果の確認を行う者は、法別表第一又は第四に定める条件に適合するものであること。	適
（３）信頼性管理の目標値又は管理値	➤ 無線設備の型式ごとに点検その他の保守を行うに当たり適切な値となっていること及びその数値について根拠が示されていること。	適
（４）実施方法	➤ 無線従事者の資格等の確認、備付書類等の確認、無線設備の電気的特性の点検、総合試験等の実施方法（登録検査等事業者等の実施方法と同等以上）が適切に定められていること。	適
（５）点検その他保守の間隔	➤ 法令で定める時期ごとに実施するものであること。	適
（６）品質管理の概要	無線設備等の点検その他の保守に関して、 ➤ 設備等の保守管理実施方法が適切に定められていること。測定器については、登録検査等事業者の業務実施方法の条件に適合し、適切に管理及び較正されていること。 ➤ 記録及び書類の保管方法及び保存期間が、信頼性管理を行う上で適切であること。	適
	➤ 外部委託を行う場合には、次の条件に適合するものであること。 ➤ 委託先の選定基準が適正に定められていること。 ➤ 委託する業務が登録検査等事業者の業務実施方法に準じて行われることを委託先との間で取り決める旨が記載されていること。 ➤ 委託業務の結果を監査する体制及び方法が記載されていること。	
（７）技術的情報の維持・管理の概要	➤ 無線設備等に関する技術的情報を常に最新の状態に維持するとともに、必要に応じて点検その他の保守の実施方法に反映させる仕組みを有していること。	適
（８）信頼性管理における分析と処置対策の概要	➤ 電波法第70条の5の2第6項に基づく報告を行うに当たり、電波法施行規則別表第4号の4に定める様式の報告書に記載する情報の取得方法、管理方法及び分析方法が記載されていること。 ➤ 点検その他の保守が的確に実施され、かつ、当該無線局及びその無線設備の信頼性の確保及び適切な是正処置の実施がなされる仕組みが定められていること。	適

審査の結果、以上のとおり、関係法令及び関係審査基準に適合していると認められる。

【参考】 電波法 関係規定（無線設備等保守規程の認定等）

（無線設備等保守規程の認定等）

第七十条の五の二 航空機局等（航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性（無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないことをいう。次項において同じ。）を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 第七十三条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。

二 その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

3 第一項の認定を受けた免許人（以下この条において「認定免許人」という。）は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4～10（略）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一（前略）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、（中略）の規定による総務省令の制定又は改廃

二・三（略）

四（前略）、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、（後略）

五（略）

2（略）